

不正防止計画推進部署要項

第1 この要項は、青森大学科学研究費等公的研究費取扱規程第2条の3に規定する、不正防止計画推進部署（以下「推進部署」という。）の組織及び業務について定める。

第2 推進部署の責任者に学長補佐（学長補佐が2名以上の場合、学長が1名を指名する）を充てる。

第3 推進部署の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 学長補佐
- (2) 学長が指名する教職員

第4 推進部署は、不正行為の防止及び公的研究費等の適正執行のため、学長の監督のもと、次のことを行う。

- (1) 不正発生要因の把握・検証
- (2) 不正防止要因に対する改善策の策定と実施
- (3) 行動規範の作成と推進
- (4) モニタリング等による執行状況の検証
- (5) 執行のチェック体制構築やルールに関する提言
- (6) 公的研究費の管理に関する各部局、コンプライアンス推進責任者、内部監査チームとの連携

第5 業務を遂行するにあたり、必要に応じ、教職員の意見を聴取するものとする。

第6 推進部署の事務は、総務課が行う。

第7 この要項の改廃は、学長が行う。

附 則

この要項は、平成27年2月16日から施行する。